群馬県交通安全条例

にも高い にも日常生活も豊かになったことは間違いありません。 私たちの生活にお 1 ·群馬県。 位置にあ めます。 し かしその一方で、 11 7 欠かすことのできない 人口当たりの交通事故件数は依然として全国的 車、 その恩恵に まさに より経済的 「車社会」とい にも文化的 う にふ

これ 実を私たちは直視しなければなりません を与えます。 カュ からの人生を生きる権利を奪って けが え のない大切な家族や仲間の尊 それと同時に、 現代社会に大きな犠牲と損害をもたら しまうばかり 11 命が 失わ か、 れるという痛まし 残された人々に大きな悲しみ しているという現 1 交通事故

ながら、 ます。 四輪の普通免許取得後一年以内の事故発生率は、 馬県では、 方では自転車事故の多さやマナーの悪化が問題となっ これまで高校生に対して「三な 1 運動」 全国的にも高い を推奨してきました。 水準で推移しており ております。 また、 かし

交通事故の被害者にも加害者にもならないよう努め、 きる力を育成してい 高齢者まで幅広い年齢層を対象に、 交通安全は、 県民一 くことが大切です。 人一 人が真剣に取り組む 交通安全教育を実施してい べき重要課題であります。 生涯にわたって「車社会」で生 くことが必要であ 子ども から

撲滅するために 県民 の安心安全と幸せを願い、 「交通安全県・群馬」 \mathcal{O} 確立を目指し、 人命尊重の 理念のもとに悲惨な交通事故を 群馬県交通安全条例を制定し

(目的)

第一条 通法 及び交通道徳 上交通の安全 一の役割を明らかにするとともに、 (昭和三十五年法律第百五号)とあいまって、 の条例は、 \mathcal{O} (以下「交通安全」という。 向 上を期し、 交通安全対策基本法 併せて交通環境の整備を図ることにより、 交通安全教育の推進による交通安全意識 (昭和四十五年法律第百十号) に 関 Ļ 県における道路交通その 県の責務並びに市 及び道路 町 県民生活 村 他 及 \mathcal{O} び県 . の 陸 路 交

安全を確保することを目的とする。

(県の責務)

県は、 交通安全に関する総合的な施策を策定し、 実施する責務を有する。

- 交通安全に携わる団体の意見を反映させるよう緊密な連携を図らなければならな 県は、 交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっ ては、 国 市 町 村 及び
- 3 動を実施するものとする 県は、 定期又は臨時に交通安全運動のための期間を設ける等効果的な交通安全運
- のとする。 県は、 県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を促進するよう努めるも

(市町村の役割)

保に関する施策を策定し、 市町村は、 県の施策とあいまっ 実施するよう努めなければならない て、 当該区域内の実情に応じた交通安全の

(県民の役割)

第四条 に関する活動を行うよう努めなければならな を認識するとともに、 県民は、 交通安全を確保するために一 法令を遵守し、 その日常生活において自らすすんで交通安全 人一 人 の自覚と責任が重要であること

- 2 及び活動に協力するよう努めなければならない 県民は、 市町村及び交通安全に携わる団体が実施する交通安全に関する施策
- 3 めなければならない 県民は、 車両を運転するときは、 歩行者の安全の 確保その 他 の交通事故防止 に努

(事業者の役割)

第五条 業員に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない 事業者は、 その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、

(交通安全教育の推進)

第六条 るまでの各年齢層を対象とした交通安全教育を推進するとともに、 し情報 「学校等」という。 県は、 小学校、 の提供その 県民の交通安全意識の高揚を図り、 中学校、 他 の必要な措置を講ずるものとする。 並びに家庭、 高等学校、 職場及び地域に 中等教育学校、 交通事故を防止するため、 特別支援学校及び大学等 おいて、 幼児から高齢者に至 交通安全教育に 保育所、 议

- るよう、 ことが 県は、 可能な年齢に達することから、 総合的か 高等学校、 つ計画的な交通安全教育に努めなければならない。 中等教育学校等の生徒が、 交通社会の一員としての責任ある行動がとれ 在学中に自動車等の免許を取得する
- 3 ばならない。 いう。 県民は、 \smile を交通事故から守るとともに、 家庭及び地域におい て、 幼児、 生徒等に対する交通安全教育に努めなけれ 児童、 生徒及び学生 以下 「生徒等」
- 4 等が自発的に交通安全に関する活動を行うことができるよう配慮しなければならな 徒等に対する心身の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、 学校等を設置し、 又は管理する者は、 当該学校等に在籍し、 又は 入所 L て 11 生徒

(高齢者等への配慮)

- 第七条 しなけ 11 · う。 県民及び事業者は、 ればならない。 の交通事故を防止するため、 高齢者、 障害者、 高齢者等が安全に道路を通行できるよう配慮 幼児及び児童等 以下 「高齢者等」
- 2 (危険な運転行為等の防止) 県は、 高齢運転者標識、 身体障害者標識等の普及及び啓発を図るものとする。
- 第八条 無理な追越し等の危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識す るとともに、 県民は、 歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない 法令を遵守し常に安全運転の徹底に心が け、 飲酒運転、 速度違反、
- 2 る。 県は、 危険な運転行為及び違法駐車の防止に関する意識の啓発に努めるものとす

(自転車事故の防止)

- 第九条 自転 に 配慮しなけ 車が 自転車を運転する者は、 原因となる交通事故 ればならない。 \mathcal{O} 防止に努めるとともに、 車両 の運転者であることを自覚し、 歩行者及び 他の車両の安全 法令を遵守 7
- する知 自転車を運転する者は、 に努めるものとする。 識 の習得並びに自転 自転車の定期的な点検及び整備、 車事故により生じた損害を賠償するため 自転車 事 \mathcal{O} 保 故 険等 \mathcal{O} 防 \sim 止 0 に 関 加
- 3 自転車を販売する者は、 自転車 の購入者に対 自転車の 定期的な点検及び整備

並びに に関する情報 損害を賠償するため 0 提供に努め なけ の保険等 れば ならな \sim \mathcal{O} 加 入の必要性その他の自転車の安全な利用

4 県は、 自転車事故の 防止に関する啓発その他の 必要な措置を講ずるも のとする。

(道路交通環境の整備)

第十条 高度化その他 県は、 道路の交通環境の整備を図るため、 の必要な措置を講ずるものとする。 交通安全施設 の整備、 交通管 制 \mathcal{O}

2 配慮するものとする。 県は、 前項 \mathcal{O} 措置を講ずるに当たっては、 高齢者等の安全の確保が 図ら れるよう

3 管理者に対 多発する箇所において現地の状況を診断し、 県は、 国 市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と連携し 必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 必要があると認めるときは、 て、 交通事故が 各道路の

(交通安全用具の普及)

第十一条 他の交通安全用具の普及に努めるものとする。 県は、 高齢者等の安全の 確保を図るため、 反射器材、 幼児用補助装置その

(公共交通の利用促進)

第十二条 民の公共交通の 県は、 利用促進に努めるものとする。 交通事故の 抑制を図るため、 市 町 村及び交通事業者と連携して、 県

(救助及び救急医療体制の整備充実)

第十三条 救助及び救急医療体制の整備充実に努めるものとする。 県は、 市町村その他関係機関と連携して、 交通事故による負傷者に対する

(交通事故被害者等に対する支援)

第十四条 相談窓口及び救済制度に関する情報の提供に努めるものとする。 県は、 交通事故による被害者及びその家族に対する支援の充実を図るため、

(県民交通安全日)

第十五条 のとする。 市町村及び交通安全に携わる団体は相互に連携して交通安全の啓発に努めるも 県民の交通安全意識の高揚を図るため、 毎月一日を県民交通安全日と

(交通死亡事故多発時の対応)

第十六条 知事は、 県内 の全部又は 部 0 地域におい て交通死亡事故が多発 して いる

ときは、県民に対し、その状況を周知させるための警報を発し、 交通死亡事故を防

止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるものとする。

2 に応じた対策を講ずるよう協力を求めるものとする。 知事は、前項の警報を発したときは、 関係市町村の長に対し、 当該市町村の実情

(財政上の措置)

第十七条 県は、 交通安全に関する施策を推進するため、 必要な財政上の措置を講ず

るものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

群馬県交通安全条例を制定しようとするものである。